事業評価シート

担当課・室長:適正処理推進室長

= 11/ 4	
事業名	国際的協調のための措置
上位施策名	廃棄物・リサイクル対策
1 事業の概要	廃棄物の処理に伴う環境保全上の支障の防止を、国際的取組により図る必要がある。本事業は、 バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約)に対応した国内法(廃棄物処理法・バーゼル法)に基づく輸出入の規制等の業務 本年5月に採択された「POPs条約(残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約)」に対応したPOPs廃棄物の適正な処分方策についての検討 平成8年に規制の強化されたロンドン条約へ対応するための海洋投入処分の規制についての検討を行っているものである。
2 進捗状況	バーゼル条約の規制を担保するため、廃棄物処理法及び「バーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)」に基づく輸出入の承認、有害廃棄物等を輸出する際の輸出国、通過国への事前通告、同意取得等の事務を行っており、バーゼル法に基づき承認した過去5年間の輸出入件数は下記の通り。 「年」 8 9 10 11 12 12 輸出件数 52 50 40 39 54 輸入件数 53 53 42 65 90
3 評価	我が国の国際的責任を果たすために、今後とも、国としてバーゼル法及び廃棄物処理法を的確に運用し有害廃棄物の越境移動の規制等の事務を行っていく必要がある。 平成11年12月にフィリピンへの廃棄物の不法輸出が発覚し、国が2億8千万円の費用を負担して行政代執行により我が国に回収するという事件が発生した。さらに最近は廃棄物に関する国内の規制の強化や処理施設の不足を背景に、国外での処分指向する事業者が増えていると見られることから、廃棄物を指向する事業者が増えていると見られることが必要である(14年度に対応を強化する)。 POPs条約については平成16年までの発効を目指すことが国際的に確認されており、これに向けてPOPs廃棄物の適正な処分方策の検討を進める必要がある(16年度までに成果を得る)。
4 予算事項名	・バーゼル条約対策費 ・特別管理廃棄物処理基準等設定費

	・ロンドン条約対策費
5 対応副施策等	- 1 地球規模の環境の保全 - 7 化学物質対策